

く報道発表資料>

環境部 産業廃棄物指導課 監視・指導・撤去担当 原口、田口 直通 048-830-3136

内線 3138

E-mail: a3120-03@pref.saitama.lg.jp

カテゴリー:お知らせ

令和4年3月25日

不法投棄廃棄物の撤去事業協力者に対する感謝状の贈呈式を 開催します。

県では、本年度、秩父市からの申し出を受け、一般社団法人埼玉県環境産業振興協会の支援のもと、秩父市内の不法投棄物の撤去事業を行いました。

このたび、この撤去事業の実施に向けた調整等に御尽力いただいた一般社団法人 埼玉県環境産業振興協会、及び撤去事業に御協力をいただいた民間事業者に対し、 知事から感謝の意を表し感謝状を贈呈します。

県、市町村及び一般社団法人埼玉県環境産業振興協会では、不法に投棄され放置された廃棄物の山における火災や崩落などの危険を除去するため、「さいたま環境整備事業推進積立金(通称:けやき積立金(*))」を活用し、これまでに多くの生活環境保全上の支障を改善してきました。

今回も、この資金を活用した事業です。

● 実施概要

1 日時・場所

令和4年3月28日(月) 15時10分~15時30分 知事室

2 出席者

- 一般社団法人埼玉県環境産業振興協会 小林 増雄 会長
- 亀井産業株式会社 亀井 寿之 代表取締役社長
- 一般社団法人埼玉県環境産業振興協会 半田 順春 専務理事兼事務局長
- 一般社団法人埼玉県環境産業振興協会 石田 朋樹 事業課長

● 撤去事業の概要

1 撤去期間

令和3年5月25日(火)~令和3年5月29日(土)

2 場所

秩父市中村町地区内(不法投棄場所の面積:約1,300 m²)

3 廃棄物の種類

廃プラスチック類 28.5㎡、木くず 15㎡他 計 45.5㎡

4 不法投棄の経緯

平成12年頃から廃棄物が投棄され始める。

令和2年8月から土地所有者が不法投棄廃棄物の清掃等を開始し、一部を撤去する。 秩父市が一般廃棄物を処分。

令和3年5月から本事業により産業廃棄物を処分

5 撤去費用

総額

約100万円

※ 撤去に要した費用はけやき積立金を取り崩して支払う。

※ さいたま環境整備事業推進積立金(通称:けやき積立金)

けやき積立金は、産業廃棄物を適正に処理し、環境の保全を図ることを目的として、一般社団法人埼玉県環境産業振興協会が設置した積立金。県及び市町村の助成金のほか、同協会の一般会計繰入金及び民間企業からの寄付を原資にしている。

産業廃棄物等の不適正処理により、生活環境や自然環境の保全に支障が生じ、 又は生ずるおそれがある場合に、一般社団法人埼玉県環境産業振興協会、埼玉県 及び市町村が共同して実施する原状回復・保全事業に使用している。